

令和3年経済センサス - 活動調査 産業別集計（サービス関連産業に関する集計）

結果の概要

I 概況	1
II 特定のサービス業の状況（個人経営を除く）	3
1. 冠婚葬祭業	3
2. 娯楽業	6
3. 学習塾及び教養・技能教授業	9
付表	10
令和3年経済センサス - 活動調査の概要	12
用語の解説	17
集計体系及び公表時期	21

令和5年3月28日
総務省・経済産業省

利用上の注意

集計の対象

- ・ 「サービス関連産業」の民営事業所について、売上（収入）金額等の必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

<サービス関連産業>

本調査では、「管理，補助的経済活動を行う事業所」を除く以下の産業を「サービス関連産業」としている。

- ① 「不動産業，物品賃貸業」
- ② 「学術研究，専門・技術サービス業」
- ③ 「宿泊業，飲食サービス業」
- ④ 「生活関連サービス業，娯楽業」
- ⑤ 「教育，学習支援業」のうち、「その他の教育，学習支援業」
- ⑥ 「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、「廃棄物処理業」、「自動車整備業」、「機械等修理業（別掲を除く）」、「職業紹介・労働者派遣業」、「その他の事業サービス業」及び「その他のサービス業」

なお、本資料では上記⑤及び⑥について、特段の記述がない限り、以下の表記を用いる。

⑤ 「教育，学習支援業」のうち、「その他の教育，学習支援業」	⇒	「教育，学習支援業」
⑥ 「サービス業（他に分類されないもの）」のうち「廃棄物処理業」、「自動車整備業」、「機械等修理業（別掲を除く）」、「職業紹介・労働者派遣業」、「その他の事業サービス業」及び「その他のサービス業」	⇒	「サービス業（他に分類されないもの）」

経理事項における消費税の取扱い

- ・ 売上（収入）金額等の経理事項は2020年1年間の数値である。また、この経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

なお、従来の活動調査等結果は、当時の消費税率であり、現行の税率（10%）と異なることから、時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf

欠測値の補完等

- 調査票の未回答項目や回答内容の矛盾などについては、内容を精査し、平成28年経済センサス - 活動調査、令和元年経済センサス - 基礎調査、経済構造実態調査、報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。

<欠測値等の取扱いについて>

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/pdf/hotei.pdf>

その他の結果表章における注意点（四捨五入、秘匿処理等）

- 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。
- 該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「-」とした。
- 「X」は、集計対象となる事業所の数が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に、該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象数が3以上の事業所に関する数値であっても、合計との差引きで、集計対象が1又は2の事業所の数値が判明する箇所は、併せて「X」とした。
- 産業分類名における「別掲」については、次のとおりである。

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/pdf/otherwiseclassified.pdf>

- 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」の区分に変更を行った。

このため、雇用者の内訳については、時系列比較を行うことはできない。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777099.pdf

- 調査対象の事業所は、平成28年経済センサス - 活動調査では活用されていなかった「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。

このため、従来の活動調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができない。

集計結果の時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。

I 概況

1. 事業所数及び従業者数

2021年6月1日現在の事業所数は、「不動産業、物品賃貸業」が34万669事業所、「学術研究、専門・技術サービス業」が22万2094事業所、「宿泊業、飲食サービス業」が50万7102事業所、「生活関連サービス業、娯楽業」が38万8976事業所、「教育、学習支援業」が12万1417事業所、「サービス業（他に分類されないもの）」が18万2172事業所となっている。

2021年6月1日現在の従業者数は、「不動産業、物品賃貸業」が141万5千人、「学術研究、専門・技術サービス業」が168万3千人、「宿泊業、飲食サービス業」が385万2千人、「生活関連サービス業、娯楽業」が185万5千人、「教育、学習支援業」が67万7千人、「サービス業（他に分類されないもの）」が405万4千人となっている。

(表 I - 1)

表 I - 1 産業分類別事業所数及び従業者数

産業分類	2021年（令和3年）			
	事業所数	従業者数		
		大分類別計に占める割合 (%)	(人)	大分類別計に占める割合 (%)
「不動産業、物品賃貸業」計	340,669	100.0	1,415,359	100.0
68 不動産取引業	58,366	17.1	304,979	21.5
69 不動産賃貸業・管理業	257,300	75.5	875,014	61.8
70 物品賃貸業	25,003	7.3	235,366	16.6
「学術研究、専門・技術サービス業」計	222,094	100.0	1,682,904	100.0
71 学術・開発研究機関	3,018	1.4	108,083	6.4
72 専門サービス業（他に分類されないもの）	123,930	55.8	687,197	40.8
73 広告業	9,085	4.1	121,380	7.2
74 技術サービス業（他に分類されないもの）	86,061	38.7	766,244	45.5
「宿泊業、飲食サービス業」計	507,102	100.0	3,852,420	100.0
75 宿泊業	38,151	7.5	540,692	14.0
76 飲食店	430,360	84.9	2,908,548	75.5
77 持ち帰り・配達飲食サービス業	38,591	7.6	403,180	10.5
「生活関連サービス業、娯楽業」計	388,976	100.0	1,854,565	100.0
78 洗濯・理容・美容・浴場業	297,471	76.5	863,550	46.6
79 その他の生活関連サービス業	46,974	12.1	325,114	17.5
80 娯楽業	44,531	11.4	665,901	35.9
「教育、学習支援業」計	121,417	100.0	676,602	100.0
82 その他の教育、学習支援業	121,417	100.0	676,602	100.0
「サービス業（他に分類されないもの）」計	182,172	100.0	4,054,412	100.0
88 廃棄物処理業	19,062	10.5	264,382	6.5
89 自動車整備業	44,715	24.5	196,237	4.8
90 機械等修理業（別掲を除く）	24,171	13.3	187,191	4.6
91 職業紹介・労働者派遣業	17,939	9.8	1,102,620	27.2
92 その他の事業サービス業	72,549	39.8	2,267,743	55.9
95 その他のサービス業	3,736	2.1	36,239	0.9

注：「事業所数」及び「従業者数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

2. 売上高

2020年の売上（収入）金額（以下「売上高」という。）は、「不動産業，物品賃貸業」が55兆378億円、「学術研究，専門・技術サービス業」が46兆3668億円、「宿泊業，飲食サービス業」が18兆9824億円、「生活関連サービス業，娯楽業」が29兆7551億円、「教育，学習支援業」が3兆5769億円、「サービス業（他に分類されないもの）」が41兆4390億円となっている。

産業中分類別に売上高に占める割合をみると、「不動産業，物品賃貸業」は「不動産賃貸業・管理業」（大分類別計に占める割合は42.5%）、「学術研究，専門・技術サービス業」は「専門サービス業（他に分類されないもの）」（同43.1%）、「宿泊業，飲食サービス業」は「飲食店」（同68.6%）、「生活関連サービス業，娯楽業」は「娯楽業」（同69.6%）、「サービス業（他に分類されないもの）」は「その他の事業サービス業」（同52.4%）が、それぞれ最も高くなっている。

（表 I - 2）

表 I - 2 産業分類別売上高

産業分類	2020年（令和2年）					
	売上高				収入を得た相手先別割合	
	（百万円）	大分類別計に占める割合（%）	1事業所当たり売上高（万円）	従業者1人当たり売上高（万円）	個人（一般消費者）（%）	個人以外（%）
「不動産業，物品賃貸業」計	55,037,783	100.0	16,156	3,889	38.1	61.9
68 不動産取引業	16,183,927	29.4	27,728	5,307	64.6	35.4
69 不動産賃貸業・管理業	23,412,106	42.5	9,099	2,676	38.9	61.1
70 物品賃貸業	15,441,750	28.1	61,760	6,561	9.1	90.9
「学術研究，専門・技術サービス業」計	46,366,787	100.0	20,877	2,755	5.2	94.8
71 学術・開発研究機関	3,278,967	7.1	108,647	3,034	1.6	98.4
72 専門サービス業（他に分類されないもの）	19,995,556	43.1	16,135	2,910	5.7	94.3
73 広告業	8,327,808	18.0	91,665	6,861	1.5	98.5
74 技術サービス業（他に分類されないもの）	14,764,456	31.8	17,156	1,927	7.3	92.7
「宿泊業，飲食サービス業」計	18,982,388	100.0	3,743	493	84.4	15.6
75 宿泊業	3,833,540	20.2	10,048	709	77.5	22.5
76 飲食店	13,027,204	68.6	3,027	448	94.1	5.9
77 持ち帰り・配達飲食サービス業	2,121,643	11.2	5,498	526	37.1	62.9
「生活関連サービス業，娯楽業」計	29,755,073	100.0	7,650	1,604	85.2	14.8
78 洗濯・理容・美容・浴場業	4,517,543	15.2	1,519	523	73.6	26.4
79 その他の生活関連サービス業	4,513,962	15.2	9,609	1,388	72.6	27.4
80 娯楽業	20,723,568	69.6	46,537	3,112	90.4	9.6
「教育，学習支援業」計	3,576,880	100.0	2,946	529	77.8	22.2
82 その他の教育，学習支援業	3,576,880	100.0	2,946	529	77.8	22.2
「サービス業（他に分類されないもの）」計	41,439,036	100.0	22,747	1,022	11.3	88.7
88 廃棄物処理業	4,743,910	11.4	24,887	1,794	10.7	89.3
89 自動車整備業	2,513,772	6.1	5,622	1,281	34.9	65.1
90 機械等修理業（別掲を除く）	4,270,830	10.3	17,669	2,282	13.8	86.2
91 職業紹介・労働者派遣業	7,482,002	18.1	41,708	679	2.9	97.1
92 その他の事業サービス業	21,730,930	52.4	29,953	958	11.3	88.7
95 その他のサービス業	697,592	1.7	18,672	1,925	6.9	93.1

注：「売上高」、「1事業所当たり売上高」、「従業者1人当たり売上高」及び「収入を得た相手先別割合」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

Ⅱ 特定のサービス業の状況（個人経営を除く）

本項は、特定のサービス業「796 冠婚葬祭業」、「801 映画館」、「802 興行場（別掲を除く）、興行団」、「804 スポーツ施設提供業」、「823 学習塾」及び「824 教養・技能教授業」について、事業特性事項を集計した結果である。

1. 冠婚葬祭業

ア 「冠婚葬祭業」全体の結婚式・披露宴の年間取扱件数は10万6095件、葬儀の年間取扱件数は145万8252件となっている。

産業小分類別に結婚式・披露宴の年間取扱件数をみると、「結婚式場業」が9万4609件と最も多く、次いで「冠婚葬祭互助会」が8166件、「葬儀業」が3320件となっている。一方、葬儀の年間取扱件数をみると、「葬儀業」が133万2485件と最も多く、次いで「冠婚葬祭互助会」が12万4740件、「結婚式場業」が1027件となっている。

また、「冠婚葬祭業」全体の1事業所当たり結婚式・披露宴の年間取扱件数は11.2件、1事業所当たり葬儀の年間取扱件数は153.3件となっている。

産業小分類別に1事業所当たり結婚式・披露宴の年間取扱件数をみると、「結婚式場業」が87.3件と最も多く、次いで「冠婚葬祭互助会」が22.7件、「葬儀業」が0.4件となっている。一方、1事業所当たり葬儀の年間取扱件数をみると、「冠婚葬祭互助会」が347.5件と最も多く、次いで「葬儀業」が165.1件、「結婚式場業」が0.9件となっている。

（表Ⅱ－1）

表Ⅱ－1 「冠婚葬祭業」における産業小分類別事業所数、売上高及び結婚式・披露宴及び葬儀の年間取扱件数

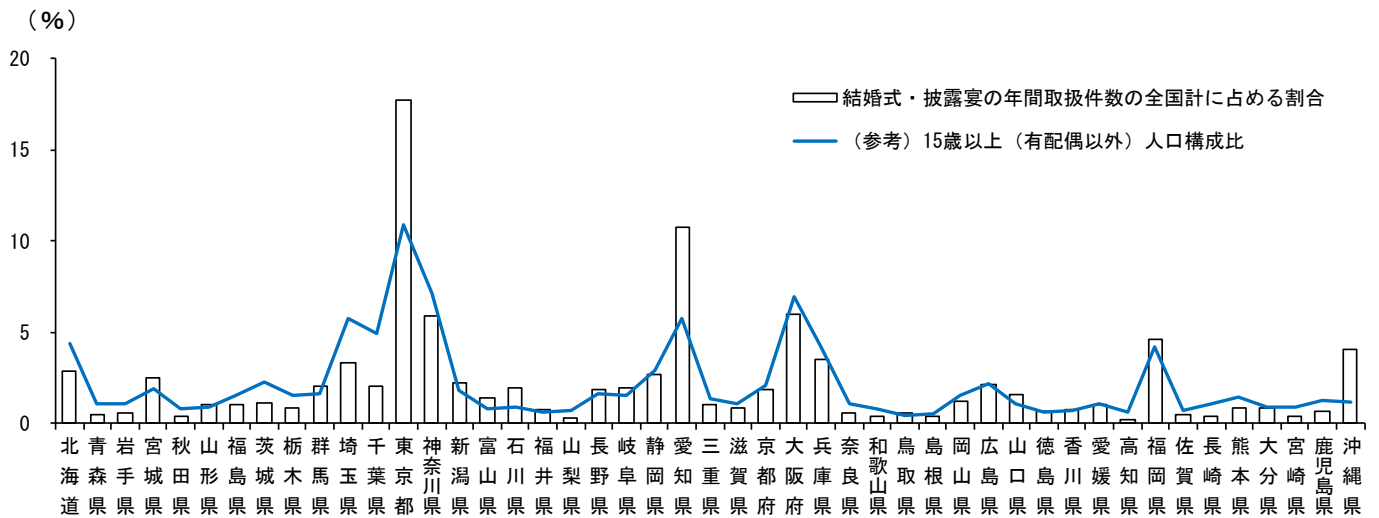
産業小分類	2021年 (令和3年)	2020年(令和2年)				
	事業所数	売上高 (百万円)	結婚式・披露宴の年間取扱件数 (件)	1事業所当たり 結婚式・披露宴の 年間取扱件数 (件)	葬儀の年間取扱件数 (件)	1事業所当たり 葬儀の年間取扱件数 (件)
「冠婚葬祭業」計	9,513	1,613,185	106,095	11.2	1,458,252	153.3
79A 葬儀業	8,070	1,214,039	3,320	0.4	1,332,485	165.1
79B 結婚式場業	1,084	298,491	94,609	87.3	1,027	0.9
79C 冠婚葬祭互助会	359	100,655	8,166	22.7	124,740	347.5

注：「事業所数」、「売上高」、「結婚式・披露宴の年間取扱件数」、「1事業所当たり結婚式・披露宴の年間取扱件数」、「葬儀の年間取扱件数」及び「1事業所当たり葬儀の年間取扱件数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

イ 都道府県別に結婚式・披露宴の年間取扱件数をみると、東京都が1万8831件（全国計に占める割合は17.7%）と最も多く、次いで愛知県が1万1416件（同10.8%）、大阪府が6313件（同6.0%）などとなっている。一方、葬儀の年間取扱件数をみると、東京都が12万2411件（同8.4%）と最も多く、次いで愛知県が9万5766件（同6.6%）、大阪府が9万186件（同6.2%）などとなっている。

（図Ⅱ－1、表Ⅱ－2）

図Ⅱ－1 都道府県別結婚式・披露宴の年間取扱件数の全国計に占める割合



注1：「結婚式・披露宴の年間取扱件数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

注2：「(参考) 15歳以上(有配偶以外)人口構成比」は令和2年国勢調査の結果(2020年10月1日現在の数値)を用いている。

表Ⅱ－２ 都道府県別結婚式・披露宴及び葬儀の年間取扱件数

都道府県	結婚式・披露宴 の年間取扱件数		(参考) 15歳以上 (有配偶以外) 人口構成比 (%)	葬儀の 年間取扱件数	
	(件)	全国計に 占める割合 (%)		(件)	全国計に 占める割合 (%)
全国計	106,095	100.0	100.0	1,458,252	100.0
北海道	3,058	2.9	4.4	73,704	5.1
青森県	509	0.5	1.1	21,847	1.5
岩手県	602	0.6	1.0	19,779	1.4
宮城県	2,596	2.4	1.9	25,643	1.8
秋田県	380	0.4	0.8	13,768	0.9
山形県	1,079	1.0	0.9	26,809	1.8
福島県	1,053	1.0	1.5	22,915	1.6
茨城県	1,163	1.1	2.3	34,218	2.3
栃木県	884	0.8	1.5	24,543	1.7
群馬県	2,118	2.0	1.6	31,452	2.2
埼玉県	3,528	3.3	5.8	78,938	5.4
千葉県	2,176	2.1	4.9	62,685	4.3
東京都	18,831	17.7	10.9	122,411	8.4
神奈川県	6,227	5.9	7.2	82,444	5.7
新潟県	2,326	2.2	1.8	39,084	2.7
富山県	1,428	1.3	0.8	15,472	1.1
石川県	2,050	1.9	0.9	11,031	0.8
福井県	761	0.7	0.6	9,556	0.7
山梨県	280	0.3	0.7	13,588	0.9
長野県	1,984	1.9	1.6	35,741	2.5
岐阜県	2,047	1.9	1.5	27,448	1.9
静岡県	2,854	2.7	2.9	58,733	4.0
愛知県	11,416	10.8	5.7	95,766	6.6
三重県	1,107	1.0	1.4	16,760	1.1
滋賀県	871	0.8	1.0	14,137	1.0
京都府	2,003	1.9	2.1	29,054	2.0
大阪府	6,313	6.0	7.0	90,186	6.2
兵庫県	3,698	3.5	4.2	50,792	3.5
奈良県	611	0.6	1.0	9,579	0.7
和歌山県	415	0.4	0.8	12,376	0.8
鳥取県	553	0.5	0.5	6,715	0.5
島根県	390	0.4	0.5	4,600	0.3
岡山県	1,260	1.2	1.5	21,653	1.5
広島県	2,210	2.1	2.2	28,653	2.0
山口県	1,652	1.6	1.1	19,546	1.3
徳島県	684	0.6	0.6	6,811	0.5
香川県	818	0.8	0.7	11,372	0.8
愛媛県	1,052	1.0	1.1	24,119	1.7
高知県	188	0.2	0.6	9,060	0.6
福岡県	4,869	4.6	4.1	52,365	3.6
佐賀県	488	0.5	0.7	9,442	0.6
長崎県	410	0.4	1.1	16,180	1.1
熊本県	924	0.9	1.4	24,155	1.7
大分県	925	0.9	0.9	14,240	1.0
宮崎県	359	0.3	0.9	12,410	0.9
鹿児島県	689	0.6	1.3	20,005	1.4
沖縄県	4,256	4.0	1.2	6,467	0.4

注1：「結婚式・披露宴の年間取扱件数」及び「葬儀の年間取扱件数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

注2：「15歳以上（有配偶以外）人口構成比」は令和2年国勢調査の結果（2020年10月1日現在の数値）を用いている。

2. 娯楽業

ア 産業小分類別に年間入場者数^(※)をみると、「フィットネスクラブ」が1億8515万人と最も多く、次いで「スポーツ施設提供業（別掲を除く）」が1億1002万人、「映画館」が1億255万人などとなっている。

イ 産業小分類別に1事業所当たり年間入場者数^(※)をみると、「映画館」が20万3千人と最も多く、次いで「体育館」が7万6千人、「ゴルフ練習場」が4万9千人などとなっている。

ウ 産業小分類別に年間入場者^(※)1人当たり売上高をみると、「興行場（別掲を除く）、興行団」が2万円と最も多く、次いで「ゴルフ場」が1万2千円、「ボウリング場」が5千円などとなっている。

(表Ⅱ－3)

※ 「80A スポーツ施設提供業（別掲を除く）」～「80H フィットネスクラブ」については、「年間施設利用者数」を対象として集計した。

表Ⅱ－3 「娯楽業」における産業小分類別事業所数、売上高及び年間入場者数

産業小分類	2021年 (令和3年)	2020年(令和2年)				
	事業所数	売上高			年間入場者数 ^(※)	
		(百万円)	1事業所当たり 売上高 (万円)	年間入場者 ^(※) 1人当たり売上高 (円)	(人)	1事業所当たり 年間入場者数 ^(※) (人)
801 映画館	506	190,195	37,588	1,855	102,553,628	202,675
802 興行場（別掲を除く）、興行団	2,500	1,079,648	43,186	20,239	53,346,011	21,338
80A スポーツ施設提供業（別掲を除く）	2,362	198,032	8,384	1,800	110,017,744	46,578
80B 体育館	719	51,895	7,218	952	54,538,447	75,853
80C ゴルフ場	1,954	741,202	37,933	11,606	63,865,588	32,685
80D ゴルフ練習場	1,747	159,526	9,131	1,853	86,110,349	49,290
80E ボウリング場	478	89,854	18,798	4,890	18,375,728	38,443
80F テニス場	287	11,949	4,163	2,505	4,770,034	16,620
80G バッティング・テニス練習場	281	8,441	3,004	1,671	5,052,829	17,982
80H フィットネスクラブ	4,824	489,238	10,142	2,642	185,147,595	38,381

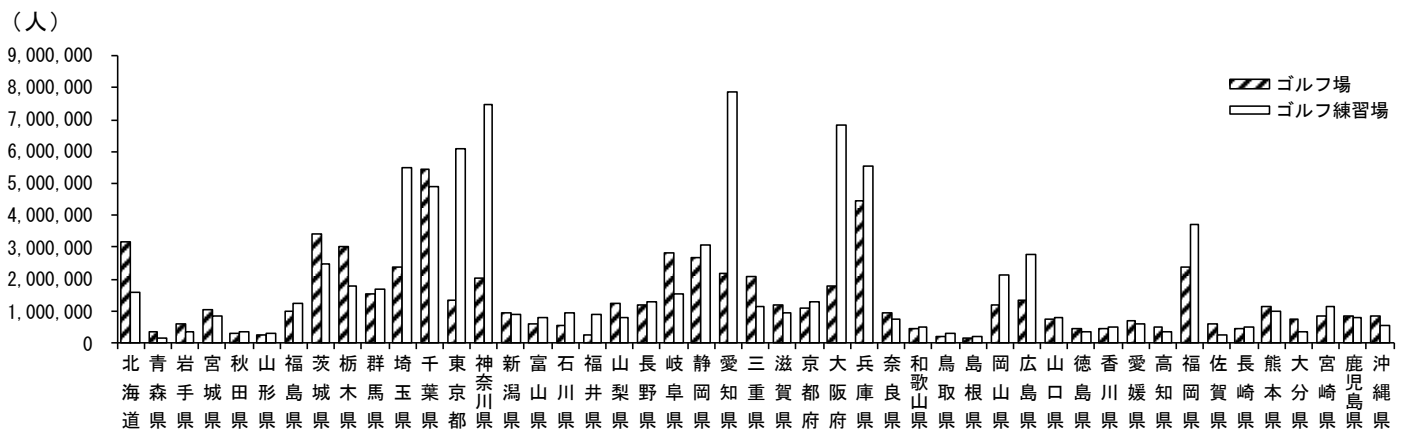
注：「事業所数」、「売上高」、「1事業所当たり売上高」、「年間入場者1人当たり売上高」、「年間入場者数」及び「1事業所当たり年間入場者数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

エ 都道府県別に「ゴルフ場」の年間施設利用者数をみると、千葉県が545万5千人（全国計に占める割合は8.5%）と最も多く、次いで兵庫県が444万1千人（同7.0%）、茨城県が340万3千人（同5.3%）などとなっている。

オ 都道府県別に「ゴルフ練習場」の年間施設利用者数をみると、愛知県が785万9千人（全国計に占める割合は9.1%）と最も多く、次いで神奈川県が749万2千人（同8.7%）、大阪府が684万3千人（同7.9%）などとなっている。

（図Ⅱ－２、表Ⅱ－４）

図Ⅱ－２ 都道府県別「ゴルフ場」及び「ゴルフ練習場」の年間施設利用者数



注：「年間施設利用者数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

表Ⅱ－４ 都道府県別「ゴルフ場」及び「ゴルフ練習場」の年間施設利用者数

都道府県	ゴルフ場の年間施設利用者数		ゴルフ練習場の年間施設利用者数	
	(人)	全国計に占める割合 (%)	(人)	全国計に占める割合 (%)
全国計	63,865,588	100.0	86,110,349	100.0
北海道	3,176,852	5.0	1,570,233	1.8
青森県	347,963	0.5	173,416	0.2
岩手県	615,232	1.0	358,725	0.4
宮城県	1,046,294	1.6	835,815	1.0
秋田県	290,948	0.5	366,801	0.4
山形県	253,071	0.4	275,970	0.3
福島県	1,011,638	1.6	1,252,424	1.5
茨城県	3,402,742	5.3	2,474,444	2.9
栃木県	3,025,948	4.7	1,801,664	2.1
群馬県	1,527,286	2.4	1,695,369	2.0
埼玉県	2,360,629	3.7	5,485,460	6.4
千葉県	5,454,533	8.5	4,900,282	5.7
東京都	1,321,758	2.1	6,082,540	7.1
神奈川県	2,024,869	3.2	7,491,530	8.7
新潟県	967,473	1.5	894,789	1.0
富山県	594,562	0.9	798,341	0.9
石川県	557,660	0.9	919,981	1.1
福井県	238,331	0.4	878,432	1.0
山梨県	1,254,088	2.0	795,892	0.9
長野県	1,201,758	1.9	1,276,510	1.5
岐阜県	2,805,667	4.4	1,514,703	1.8
静岡県	2,668,620	4.2	3,053,406	3.5
愛知県	2,190,869	3.4	7,858,629	9.1
三重県	2,099,807	3.3	1,143,121	1.3
滋賀県	1,191,506	1.9	967,057	1.1
京都府	1,084,874	1.7	1,284,525	1.5
大阪府	1,795,427	2.8	6,843,204	7.9
兵庫県	4,441,089	7.0	5,543,953	6.4
奈良県	967,921	1.5	766,153	0.9
和歌山県	465,819	0.7	512,642	0.6
鳥取県	205,991	0.3	289,520	0.3
島根県	164,494	0.3	201,677	0.2
岡山県	1,182,901	1.9	2,131,517	2.5
広島県	1,327,285	2.1	2,790,128	3.2
山口県	725,659	1.1	786,744	0.9
徳島県	424,607	0.7	357,482	0.4
香川県	448,542	0.7	491,275	0.6
愛媛県	680,720	1.1	590,141	0.7
高知県	495,842	0.8	345,765	0.4
福岡県	2,386,974	3.7	3,724,626	4.3
佐賀県	594,737	0.9	262,448	0.3
長崎県	438,004	0.7	499,888	0.6
熊本県	1,134,934	1.8	993,017	1.2
大分県	762,973	1.2	341,143	0.4
宮崎県	839,112	1.3	1,158,840	1.3
鹿児島県	826,293	1.3	777,623	0.9
沖縄県	841,286	1.3	552,504	0.6

注：「年間施設利用者数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

3. 学習塾及び教養・技能教授業

ア 産業小分類別に受講生数（会員数）^(※)をみると、「その他の教養・技能教授業」が312万1千人と最も多く、次いで「スポーツ・健康教授業」が259万5千人、「学習塾」が177万8千人などとなっている。

また、産業小分類別に1事業所当たり受講生数をみると、「生花・茶道教授業」が543人と最も多く、次いで「その他の教養・技能教授業」が539人、「スポーツ・健康教授業」が515人などとなっている。

イ 産業小分類別に受講生1人当たり売上高をみると、「学習塾」が47万5千円と最も多く、次いで「外国語会話教授業」が18万8千円、「その他の教養・技能教授業」が14万8千円などとなっている。

(表Ⅱ－5)

※ 「823 学習塾」については、「受講生数（在籍者数）」を対象として集計した。

表Ⅱ－5 「学習塾」及び「教養・技能教授業」における産業小分類別事業所数、売上高及び受講生数（会員数）

産業小分類	2021年 (令和3年)	2020年(令和2年)				
	事業所数	売上高		受講生数 (会員数) (※)		
		(百万円)	1事業所当たり 売上高 (万円)	受講生1人当たり 売上高 (円)	1事業所当たり 受講生数 (人)	
823 学習塾	18,850	844,626	4,481	475,024	1,778,072	94
82F 音楽教授業	2,186	63,770	2,917	102,459	622,394	285
82G 書道教授業	181	3,876	2,141	45,760	84,703	468
82H 生花・茶道教授業	69	1,711	2,480	45,678	37,458	543
82J そろばん教授業	605	3,417	565	80,277	42,565	70
82K 外国語会話教授業	4,424	168,500	3,809	188,497	893,914	202
82L スポーツ・健康教授業	5,043	261,077	5,177	100,608	2,594,993	515
82M その他の教養・技能教授業	5,794	460,862	7,954	147,667	3,120,952	539

注1：「事業所数」、「売上高」、「1事業所当たり売上高」、「受講生1人当たり売上高」、「受講生数（会員数）」及び「1事業所当たり受講生数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

注2：「受講生数（会員数）」は2020年12月31日現在の受講生数

付表 産業小分類別事業所数、従業者数及び売上高

産業小分類	事業所数	従業者数	売上高
		(人)	(百万円)
681 建物売買業、土地売買業	17,182	116,148	11,873,088
682 不動産代理業・仲介業	41,184	188,831	4,310,838
691 不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）	54,390	215,348	9,354,952
692 貸家業、貸間業	145,235	373,438	7,738,270
693 駐車場業	23,247	57,835	743,475
694 不動産管理業	34,428	228,393	5,575,409
701 各種物品賃貸業	1,096	22,016	5,886,668
702 産業用機械器具賃貸業	9,259	85,416	4,332,574
703 事務用機械器具賃貸業	524	6,930	1,028,493
704 自動車賃貸業	5,469	45,206	2,924,749
705 スポーツ・娯楽用品賃貸業	550	2,850	19,371
709 その他の物品賃貸業	8,105	72,948	1,249,895
711 自然科学研究所	2,541	101,699	3,198,701
712 人文・社会科学研究所	477	6,384	80,266
721 法律事務所、特許事務所	11,768	56,591	710,179
722 公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所	16,493	45,491	356,560
723 行政書士事務所	6,717	13,320	62,260
724 公認会計士事務所、税理士事務所	30,479	176,978	1,902,299
725 社会保険労務士事務所	6,462	23,861	171,404
726 デザイン業	8,619	35,766	474,562
727 著述・芸術家業	868	1,353	3,839
728 経営コンサルタント業、純粋持株会社	17,521	179,092	14,128,144
729 その他の専門サービス業	25,003	154,745	2,186,309
731 広告業	9,085	121,380	8,327,808
741 獣医業	9,098	52,792	529,297
742 土木建築サービス業	49,273	344,342	5,474,443
743 機械設計業	6,089	107,177	2,536,154
744 商品・非破壊検査業	2,845	54,496	651,600
745 計量証明業	1,405	28,991	389,519
746 写真業	9,486	40,994	272,418
749 その他の技術サービス業	7,865	137,452	4,911,025
751 旅館、ホテル	31,042	491,976	3,436,671
752 簡易宿所	2,806	10,763	42,149
753 下宿業	715	2,184	10,596
759 その他の宿泊業	3,588	35,769	344,124
761 食堂、レストラン（専門料理店を除く）	38,025	303,097	1,252,284
762 専門料理店	134,890	1,117,810	5,723,729
763 そば・うどん店	22,664	152,463	621,451
764 すし店	17,388	211,651	1,042,082
765 酒場、ビヤホール	84,595	384,580	1,654,164
766 バー、キャバレー、ナイトクラブ	60,217	178,975	641,850
767 喫茶店	52,196	262,106	895,734
769 その他の飲食店	20,385	297,866	1,195,911
771 持ち帰り飲食サービス業	8,598	53,609	272,727
772 配達飲食サービス業	29,993	349,571	1,848,916
781 洗濯業	38,430	226,927	1,575,041
782 理容業	83,306	157,577	442,752
783 美容業	149,460	353,971	1,653,246
784 一般公衆浴場業	2,122	11,491	50,779
785 その他の公衆浴場業	2,226	41,683	236,813
789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業	21,927	71,901	558,912
791 旅行業	6,306	70,026	1,659,507
793 衣服裁縫修理業	4,489	13,564	40,145
794 物品預り業	2,406	11,390	61,478
795 火葬・墓地管理業	976	6,081	76,353
796 冠婚葬祭業	10,392	122,688	1,648,706
799 他に分類されない生活関連サービス業	22,405	101,365	1,027,774
801 映画館	536	18,908	191,447
802 興行場（別掲を除く）、興行団	3,452	34,338	1,151,676
803 競輪・競馬等の競走場、競技団	655	11,172	3,192,806
804 スポーツ施設提供業	15,164	265,751	1,818,083
805 公園、遊園地	1,720	60,744	625,125
806 遊戯場	12,721	186,219	12,888,482
809 その他の娯楽業	10,283	88,769	855,949

注：「事業所数」、「従業者数」及び「売上高」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

付表 産業小分類別事業所数、従業者数及び売上高（続き）

産業小分類		事業所数	従業者数 (人)	売上高 (百万円)
821	社会教育	3,963	48,276	339,348
822	職業・教育支援施設	3,024	31,247	420,659
823	学習塾	45,546	314,634	1,032,906
824	教養・技能教授業	64,518	211,203	1,128,729
829	他に分類されない教育、学習支援業	4,366	71,242	655,237
881	一般廃棄物処理業	10,499	150,846	1,874,652
882	産業廃棄物処理業	8,522	112,776	2,855,774
889	その他の廃棄物処理業	41	760	13,483
891	自動車整備業	44,715	196,237	2,513,772
901	機械修理業（電気機械器具を除く）	12,830	119,696	2,748,961
902	電気機械器具修理業	4,621	46,579	1,304,398
903	表具業	1,891	3,595	11,462
909	その他の修理業	4,829	17,321	206,010
911	職業紹介業	5,756	79,859	989,019
912	労働者派遣業	12,183	1,022,761	6,492,983
921	速記・ワープロ入力・複写業	1,252	8,983	84,616
922	建物サービス業	24,274	894,856	6,045,813
923	警備業	8,273	412,568	2,469,366
929	他に分類されない事業サービス業	38,750	951,336	13,131,135
951	集会場	3,313	30,392	278,586
952	と畜場	73	2,186	46,405
959	他に分類されないサービス業	350	3,661	372,601

注：「事業所数」、「従業者数」及び「売上高」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

令和3年経済センサス - 活動調査の概要

1. 調査の目的

令和3年経済センサス - 活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とする。

2. 調査日

令和3年6月1日

3. 調査対象

(1) 甲調査

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所、国及び地方公共団体の事業所を除く事業所

ア 大分類A - 「農業、林業」に属する個人経営の事業所

イ 大分類B - 「漁業」に属する個人経営の事業所

ウ 大分類N - 「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792 - 「家事サービス業」に属する事業所

エ 大分類R - 「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96 - 「外国公務」に属する事業所

(2) 乙調査

国及び地方公共団体の事業所

4. 調査方法

(1) 甲調査

ア 調査員調査

原則、都道府県知事が任命した調査員が調査員調査対象の事業所に調査票を配布し、インターネットによる回答又は調査員が調査票を回収する方法により行う。

ただし、新型コロナウイルス感染症への対応の観点から、調査員回収の代替として郵送回収を導入した市町村においては、インターネットによる回答又は郵送で市町村が直接回収する方法で行う。

イ 直轄調査

独立行政法人統計センター及び国が一括して契約する民間事業者が調査票の配布・回収を行い、本社一括回答する際の報告者である本所事業所、特定の単独事業所及び外国の会社の事業所がインターネットによる回答又は郵送で回答する方法により行う。

(2) 乙調査

国の事業所にあつては総務省が、都道府県の事業所にあつては都道府県が、市町村の事業所にあつては市町村が電子メールにより「調査票（乙）」を事業所ごとに配布する。調査への回答は、オンライン（政府共通ネットワーク又はLGWAN）により行う。

5. 調査事項

(1) 甲調査

【産業共通調査票】

① <産業共通調査票>

・全産業共通事項

- ア 名称及び電話番号
- イ 所在地
- ウ 事業所の開設時期
- エ 事業所の従業者数
- オ 事業所の主な事業の内容
- カ 経営組織
- キ 法人番号
- ク 単独事業所・本所・支所の別等
- ケ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- コ 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目
- サ 相手先別収入割合
- シ 設備投資の有無及び取得額
- ス 自家用自動車の保有台数（法人のみ）
- セ 土地・建物の所有の有無（法人のみ）
- ソ 資本金等の額及び外国資本比率（会社のみ）
- タ 決算月（会社のみ）

【単独事業所調査票】

・全産業共通事項（単独事業所）

- ア 名称及び電話番号
- イ 所在地
- ウ 事業所の開設時期
- エ 事業所の従業者数
- オ 事業所の主な事業の内容
- カ 経営組織
- キ 法人番号
- ク 単独事業所・本所・支所の別等
- ケ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- コ 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目
- サ 事業別売上（収入）金額
- シ 設備投資の有無及び取得額
- ス 自家用自動車の保有台数
- セ 土地・建物の所有の有無
- ソ 資本金等の額及び外国資本比率（会社のみ）

タ 決算月（会社のみ）

・産業別に調査する事項

② <農業、林業、漁業調査票>

- ア 農業、林業、漁業の収入の内訳
- イ その他の事業収入額

③ <鉱業、採石業、砂利採取業調査票>

- ア 生産数量及び生産金額
- イ その他の事業収入額

④ <製造業調査票>

- ア 人件費及び人材派遣会社への支払額
- イ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額
- ウ 有形固定資産
- エ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
- オ 製造品出荷額、在庫額等
- カ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
- キ 主要原材料名
- ク 工業用地及び工業用水
- ケ 作業工程

⑤ <卸売業、小売業調査票>

- ア 年間商品販売額等
- イ その他の事業収入額
- ウ 商品売上原価
- エ 年初及び年末商品手持額
- オ 小売販売額の商品販売形態別割合
- カ セルフサービス方式の採用
- キ 売場面積
- ク 営業時間
- ケ 店舗形態

⑥ <建設業、不動産業、物品賃貸業調査票>

- ア 建設、サービス収入の内訳
- イ 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高
- ウ 業態別工事種類
- エ 相手先別収入割合

⑦ <飲食サービス業調査票>

- ア サービス収入の内訳
- イ 相手先別収入割合

⑧ <医療、福祉調査票>

- ア サービス収入の内訳

⑨ <サービス関連産業A調査票>

- ア サービス収入の内訳

⑩ <サービス関連産業B調査票>

- ア サービス収入の内訳
- イ 相手先別収入割合
- ウ 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等

⑪ <サービス関連産業C調査票>

- ア サービス収入の内訳
- イ 相手先別収入割合

⑫ <政治団体、宗教調査票>

- ア 政治団体、宗教の種類

【企業調査票】

・全産業共通事項（企業・団体）

- ア 名称及び電話番号
- イ 所在地
- ウ 経営組織
- エ 法人番号
- オ 常用雇用者数及び支所等数
- カ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- キ 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目
- ク 企業全体の事業別売上（収入）金額
- ケ 設備投資の有無及び取得額
- コ 自家用自動車の保有台数
- サ 土地・建物の所有の有無
- シ 資本金等の額及び外国資本比率（会社のみ）
- ス 決算月（会社のみ）

・産業別に調査する事項

⑬ <企業調査票>

- ア 企業全体の主な事業の内容
- イ 商品売上原価
- ウ 年初及び年末商品手持額
- エ 建設、サービス収入の内訳
- オ 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高
- カ 業態別工事種類

⑭ <団体調査票（政治団体、宗教）>

- ア 政治団体、宗教の種類

【事業所調査票】

・全産業共通事項（事業所）

- ア 事業所の名称及び電話番号
- イ 事業所の所在地
- ウ 事業所の開設時期
- エ 事業所の従業者数
- オ 事業所の主な事業の内容
- カ 本所等の別
- キ 事業所の売上（収入）金額
- ク 事業別売上（収入）金額

・産業別に調査する事項

⑮ <農業、林業、漁業調査票>

ア 農業、林業、漁業の収入の内訳

⑯ <鉱業、採石業、砂利採取業調査票>

ア 費用総額及び給与総額

イ 生産数量及び生産金額

⑰ <製造業調査票>

ア 人件費及び人材派遣会社への支払額

イ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額

ウ 有形固定資産

エ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額

オ 製造品出荷額、在庫額等

カ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合

キ 主要原材料名

ク 工業用地及び工業用水

ケ 作業工程

⑱ <卸売業、小売業調査票>

ア 年間商品販売額等

イ 小売販売額の商品販売形態別割合

ウ セルフサービス方式の採用

エ 売場面積

オ 営業時間

カ 店舗形態

⑲ <建設業、サービス業調査票>

ア 相手先別収入割合

イ 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等

⑳ <政治団体、宗教調査票>

ア 政治団体、宗教の種類

(2) 乙調査

【国、地方公共団体調査票】

ア 事業所（機関）の名称

イ 電話番号

ウ 所在地

エ 職員数

オ 事業所（機関）の主な事業の内容

用語の解説

1. 事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ・ 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ・ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

2. 従業者

調査日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者として

いる。

ア 個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいう。

なお、個人業主は企業内に必ず一人である。

イ 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれる。

ウ 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

エ 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

オ 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人をいう（定年まで雇用される場合を含む。）。

カ 有期雇用者（1か月以上）

常用雇用者のうち、1か月以上の雇用期間を定めて雇用されている人をいう。

キ 臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用））

常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

ク 他への出向・派遣従業者

民営事業所において、従業者のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

3. 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

4. 事業従事者数

当該事業所で実際に働いている人をいい、従業者から「他への出向・派遣従業者数」を除き、「他からの出向・派遣従業者数」を加えることにより算出している。

5. 事業所の産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として2020年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。

6. 経営組織

ア 民営

国、地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

(7) 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

次の会社及び会社以外の法人が該当する。

・ 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本にその事務所などを登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

・ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。

例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労

働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

(イ) 個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

(ウ) 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

イ 国、地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）の事業所をいう。

7. 単独・本所・支所の別

ア 単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所等（支社・支店）を持たない事業所をいう。

イ 本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所等（支社・支店）があつて、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

ウ 支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としている。

支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。なお、経営組織が外国の会社は支所とする。

8. 資本金額

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

9. 売上（収入）金額

原則として2020年1年間の商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいう。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、会社以外の法人の場合は経常収益としている。

10. 収入を得た相手先別収入額

売上（収入）金額について、収入を得た相手先別に区分したものである。

ア 個人（一般消費者）

一般消費者から得た収入をいう。

イ 個人以外

民間の企業・団体や国、地方公共団体などの事業所との取引などによる収入をいう。

自社名義で取引を行った国際取引による収入及び本社と支社など同一経営の事業所間での取引などによる収入を含む。

11. 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数、受講生数

以下の各サービス業における2020年1月1日から2020年12月31日までの1年間の取扱件数、入場者数、利用者数、又は2020年12月31日現在の受講生数である。なお、同一人物が複数回利用・入場した場合は、それぞれを1人とするため、延べ人数となる。

ア 「冠婚葬祭業」の結婚式・披露宴及び葬儀の年間取扱件数

年間の結婚式・披露宴、葬儀取扱件数である。

イ 「映画館」の年間入場者数

有料入場者数で、試写会等の無料上映のもの及び映画館を賃貸して他の者が主催した興行（イベント等）の入場者数は含まない。

ウ 「興行場（別掲を除く）、興行団」の年間入場者数

主催した興行の有料入場者数で、無料の入場者数及び興行場を賃貸して他の者が主催した興行の入場者数は含まない。

エ 「スポーツ施設提供業」の年間施設利用者数

有料利用者数で、団体が利用した場合は、申し込みの際の利用者数となる。

オ 「学習塾」の受講生数（在籍者数）

2020年12月31日現在で、在籍（入会）している受講生数で、冬期特別コースのみを受講している受講生も含める。

カ 「教養・技能教授業」の受講生数（会員数）

2020年12月31日現在で、会員となっている受講生である。

集計体系及び公表時期

集計区分		集計内容	公表予定		
I 速報集計	1 事業所に関する集計	地域、産業（大分類）、経営組織別、事業活動別、従業者規模別に事業所数、従業者数、売上（収入）金額等を表章	2022年5月31日		
	2 企業等に関する集計	地域、産業（大分類）、経営組織別、事業活動別、企業常用雇用者規模別、資本金階級別に企業等数、従業者数、経理事項等を表章			
II 確報集計	(1) 産業横断的集計	①事業所数、従業者数	地域、産業（大分類・中分類・小分類）、経営組織別、従業者規模別、開設時期別、存続・新設・廃業別に事業所数、従業者数を表章	2023年6月	
		②売上（収入）金額等	地域、産業（大分類・中分類・小分類）、経営組織別、事業活動別、従業者規模別に売上（収入）金額、付加価値額等を表章		
	(2) 産業別集計	①鉱業、採石業、砂利採取業		「鉱業、採石業、砂利採取業」について、地域、産業（小分類・細分類）別等に、事業所数、従業者数、売上（収入）金額等を表章	2022年12月26日
			1) 概要	事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額等の主要な事項について、産業（中分類）別に表章	2022年9月30日
		②製造業	2) 品目編	品目別（6桁）について、産出事業所数、出荷額、出荷数量を表章	2022年12月26日
			3) 産業編	産業（中分類・細分類）・従業者規模別事業所数、出荷額等、産業（中分類）・都道府県・大都市別事業所数、出荷額等を表章	
			4) 地域編	市区町村別に主要項目を表章、市区については産業中分類別に表章	
			1) 産業編（総括表）	主として産業（小分類・細分類）別の従業者規模別、年間商品販売額階級別、売場面積規模別などの階級別事業所数、年間商品販売額等を表章	
		2) 産業編（都道府県表）	主として都道府県別、東京特別区・政令指定都市別の産業（中分類・小分類）別事業所数、年間商品販売額等を表章		
		3) 産業編（市区町村表）	市区町村別の産業（中分類・小分類）別事業所数、年間商品販売額等を表章		
		4) 品目編	商品（品目）分類別の事業所数及び年間商品販売額を表章		
		④サービス関連産業	地域、産業（大分類・中分類・小分類）別に事業所数、従業者数、収入を得た相手先別売上（収入）金額等を表章	2023年3月28日	
	(1) 産業横断的集計	①企業等数、従業者数	地域、産業（大分類・中分類・小分類）、経営組織別、企業常用雇用者規模別、資本金階級別に企業等数、従業者数等を表章	2023年6月	
		②経理事項等	地域、産業（大分類・中分類・小分類）、経営組織別、事業活動別、企業常用雇用者規模別、資本金階級別に経理事項等を表章		
		③建設・サービス収入の内訳	地域、産業（小分類）別に法人数、売上（収入）金額等の建設・サービス収入の内訳を表章	2022年12月26日 2023年3月28日 ※	
		(2) 産業別集計	卸売業、小売業	「卸売業、小売業」について、産業（小分類）別、従業者規模別に、企業等数、従業者数、商品売上原価、年間商品販売額、年初・年末商品手持額等を表章	2023年3月28日

・上記のほか、産業横断的集計結果公表後、立地環境特性編及び地域メッシュ統計を作成する。
※産業別に2回に分けて公表

<問合せ先>



総務省統計局

統計調査部 経済統計課経済センサス室 審査発表係

TEL : 03-5273-1389

Eメール : e-shinsa2@soumu.go.jp

ホームページ : <https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/index.html>



経済産業省 大臣官房調査統計グループ 構造統計室 経済センサス班

TEL : 03-3501-1511 内線2881～2884

Eメール : bz1-kozo-tokei@meti.go.jp

ホームページ : <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/index.html>

◆この冊子は、次のURLからダウンロードできます。

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/index.html>

◆「政府統計の総合窓口（e-Stat）」(<https://www.e-stat.go.jp/>)でも、統計データ等の各種統計情報が御覧いただけます。

◆本冊子に掲載されたデータを引用・転載する場合には、出典の表記をお願いします。

(例 出典：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス - 活動調査結果」)